

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項	財務諸表等規則ガイドライン
リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い	実務対応報告

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	リスク分担型企業年金は、会計上、確定拠出制度か確定給付制度のいずれかに分類される可能性があると考えられることから、制度の概要においてどちらの制度かがわかるように記載するという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
2	リスク分担型企業年金が、確定給付制度に分類された場合、当該制度の概要において、「制度の導入時の規約に定められた標準掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出の他に拠出義務がある旨」等を、原則的に記載するとの理解でよいか。	本件は、企業会計基準委員会が、「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」に関する注記事項を実務対応報告等で規定したことを受けて、所要の改正を行うものです。 ただし、実務対応報告等に規定されていない注記事項であっても、各企業が重要と判断した事項については、適切に記載されるべきものと考えられます。
3	会計上の分類として確定拠出制度としていたものが、確定給付制度に変更となった場合、原則として制度の概要において、当該再分類の内容を補足説明として記載することになるという理解でよいか。	
4	実務対応報告では、結論の背景に、「将来的にリスク分担型企業年金の内容が周知された場合は、企業が簡略な記載に見直すことも考えられる」と記載される予定であり、将来的には、企業の判断で、当該注記を簡略化できることとなる予定である。 しかしながら、本改正案では、この趣旨が反映されておらず、リスク分担型企業年金の概要等の注記の要否について、実務上混乱をきたす可能性があることから、改正案においても、上記結論の背景の記載を追加すべきである。	本件は、企業会計基準委員会が、「確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金」に関する注記事項を実務対応報告等で規定したことを受けて、所要の改正を行うものです。 したがって、将来的にリスク分担型企業年金の内容が周知された場合には、実務対応報告に従って企業が簡略な記載に見直すことも可能と考えられます。
5	財務諸表等規則ガイドライン8の13の2の2に、財務諸表等規則第8条の13の2第1項第2号に規定する事項にリスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額が含まれるとあるため、確定給付企業年金法に基づくリスク分担型企業年金（会計上、確定拠出制度に分類されるもの）と確定拠出年金法に基づく確定拠出年金の両制度を採用している連結グループ会社等の場合、リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額は、確定拠出年金法に基づく退職給付費用の額と合算で開示することになると考えられる。 その場合、退職給付費用の額にリスク分担型企業年金に係るものが含まれている旨を開示する必要があるか確認させていただきたい。	確定拠出年金の制度の概要としてリスク分担型企業年金に関する説明が記載されることにより、退職給付費用の額にリスク分担型企業年金に係るものが含まれていることは明らかであると考えられるため、その旨を記載することまでは求めています。